

令和8年4月から水道料金を値上げします！

令和7年4月から、簡易水道事業特別会計が上水道事業会計(公営企業会計)に移行したことに伴い、令和8年4月から水道料金を下記のとおり、上水道区域の料金体系に一元化します。旧簡易水道区域の方にとりましては、値上げとなります。

現行料金体系表（1ヶ月につき）（別途消費税が加算されます）

施設の区分	用途別	基本料金		超過料金	
		水量	料金	水量	料金
旧簡易水道	一般用	10m ³ まで	700円	1m ³ につき	70円

※口径ごとの区分なし



統一料金体系表（1ヶ月につき）（別途消費税が加算されます）

一般家庭でよく使われている
量水器の口径

区分	基本料金			従量別料金	
	水量	口径別	料金	水量区分	1m ³ につき
一般用	10m ³ まで	13mm	1,000円	10m ³ をこえ30m ³ まで 30m ³ をこえ50m ³ まで 50m ³ をこえ100m ³ まで 100m ³ をこえ200m ³ まで 200m ³ をこえる分	100円 110円 120円 130円 150円
		20mm	1,200円		
		25mm	1,400円		
		40mm	2,000円		
		50mm	4,000円		
		75mm	7,000円		
		100mm	10,000円		
臨時用				一般用の2倍とする	

(例) メーター口径13mmの家庭で20m³/月使用した場合の料金の変動

現行料金体系 1,540円 ⇒ 料金体系統一後 2,100円 (+560円)

※いずれも税込料金

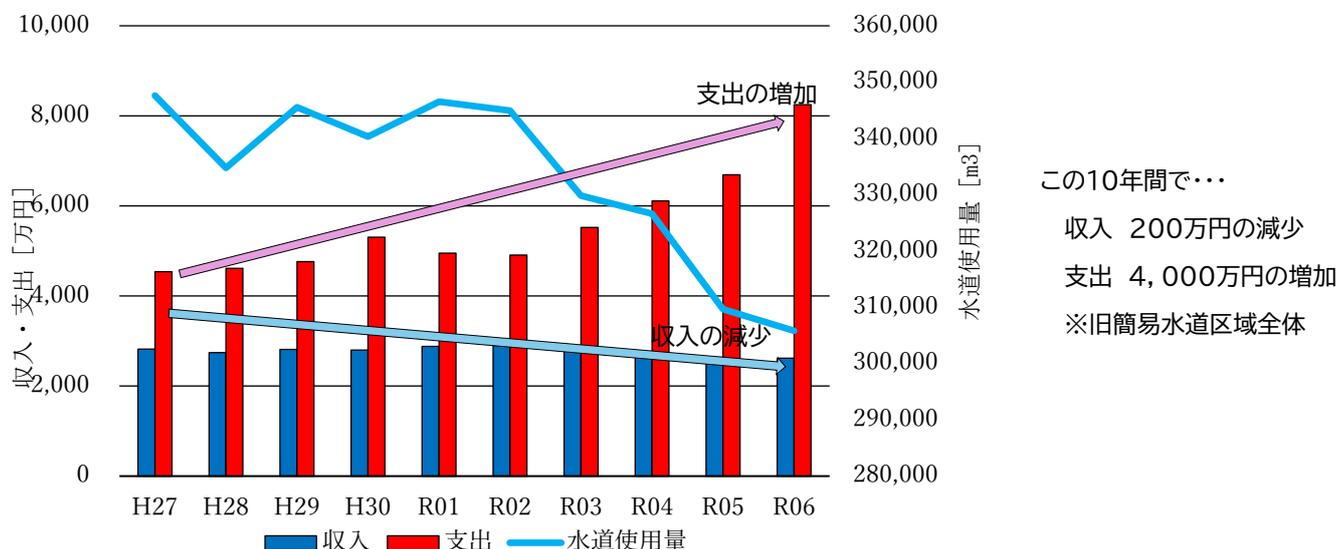
水道事業は、皆様からいただいている水道料金を財源として運営しています。

料金の統一により増収となる料金収入を財源として、水道施設の更新や耐震化を進めていきます。

その背景としては、下記のとおりとなります。

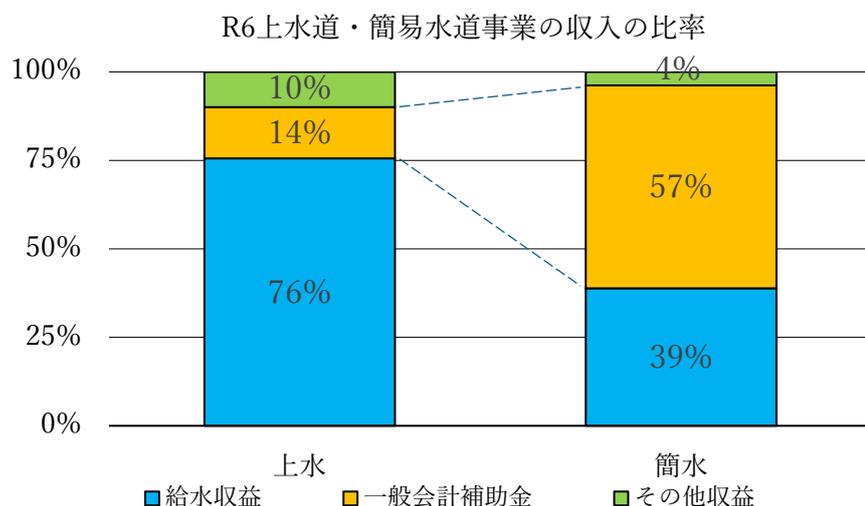
(1) 人口減少等に伴う料金収入の減、施設老朽化、物価高騰等による必要経費の増

給水人口が減少し、水道使用量が減少したことにより、料金収入は減少しています。一方、取水や送水の各施設や配水管の老朽化による修繕費等の増加、また、物価高騰による電気代や薬品代等の増加等、管理費用が増加し、収支が悪化しています。



(2) 簡易水道事業の上水道企業会計への移行

令和7年4月から、上水道事業会計（公営企業会計）に移行し、一般会計からの補助金に依存しない、水道料金を主な財源とする水道事業の経営（独立採算性の確保）が求められています。



(3) 今後の施設整備への財源の確保

今後、取水や送水に係る各施設や、水道管、配水池の耐震化等を計画しており、その財源確保が必要となってきます。

将来にわたり水道水を安定的に供給するために、ご理解をお願いします。

【お問い合わせ】 美浜町上下水道課 電話 32-1341